

個人情報保護 確認テスト

中級編 10問

Q	問題	解答欄 (○か×)
Q1	亡くなった人の情報も個人情報である。	
Q2	個人情報取扱事業者には、①取得時に利用目的を伝える、②利用目的の範囲内で利用する、③漏えいしないように管理する、④第三者提供は本人の同意を得る、⑤本人からの開示請求等に対応する、の大きく5つの義務がある。	
Q3	町内会、NPO 法人は営利企業ではないので、個人情報取扱事業者には含まれない。	
Q4	「病歴」は要配慮個人情報であるが、健康診断の結果として何も異常がなければ、その健康診断の結果そのものは要配慮個人情報ではない。	
Q5	個人データをグループ会社に提供することは、個人データの第三者提供には該当しない。	
Q6	オプトアウトによる第三者提供の場合、法律上の条件を満たしていれば、本人の同意は不要である。	
Q7	個人データを第三者提供する者には記録義務があるが、提供を受ける者については記録義務がない。	
Q8	個人情報取扱事業者の保有個人データの内容が誤っている場合、本人は内容の訂正や削除を請求することができる。	
Q9	従業員が急病で運ばれる際も、本人の同意なく、救急隊員や医師に本人や家族の氏名・連絡先を教えるはならない。	
Q10	個人情報の利用目的の変更の場合は、原則として、あらかじめ本人の同意が必要となる。	